⑤　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　構成員の技術的要件等　次の各号の要件を満たすものとする。

①　特定建設工事共同体の代表者又は単体にあたっては、平成12年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、次に掲げる「同種工事①、②」の要件を満たす工事の実績を有すること。特定建設工事共同体の代表者以外の構成員にあたっては「同種工事①、③」の要件を満たす工事の実績を有すること。ただし、共同企業体として施工した実績については、甲型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、出資率が20％以上の場合の実績に限る。また、乙型協定書により締結した共同企業体の構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。(経常建設共同企業体の実績にあっては、すべての構成員が、平成12年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。)。

・同種工事

①　空港の制限区域における土木工事

②　及び大中口径管推進工法（呼び径1350㎜以上)、泥水式推進工法による延長Ｌ＝270m以上の工事

③　大中口径管推進工法（呼び径800㎜以上)、泥水式推進工法による工事

※①、②又は③は同一工事の必要はない

※「空港」とは、空港法（昭和31年法律第80号）に定める空港及び共用空港をいう。

※「制限区域内」とは、国管理空港で空港管理規則第５条に定められている「滑走路その他の離着陸区域、誘導路、エプロン、管制塔、格納庫その他空港事務所長の承認を受けた者以外立ち入ってはならない区域」のこと又は、それに準ずる区域をいう。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有してからの営業年数が５年以上の者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有してからの営業年数が５年未満の者であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③　建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。

⑷　結成方法　自主結成とする。

⑸　出資比率　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。よって、割合は次のとおり。各構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

⑹　代表者要件　代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

①　構成員中最大の施工能力を有する者とする。

②　等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級に決定されている者とする。

③　出資比率が、構成員中最大である者とする。

⑺　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体を結成するため締結する協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型)」によるものとする。

5　資格審査結果の通知

競争参加資格の審査の結果を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6　認定資格の有効期間

共同企業体における認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

⑴　契約の相手方となった者　競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。

⑵　契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

7　その他

⑴　共同企業体の名称は「那覇空港滑走路横断ケーブルダクト新設工事○○・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。

⑵　本公示における競争参加資格の審査申請をする共同企業体が、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する那覇空港滑走路横断ケーブルダクト新設工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

⑶　申請手続き等について不明な点があれば、３⑴の場所に照会すること。

競争参加者の資格に関する公示

虎ノ門二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成27年７月１日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　新居田滝人

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

○第７号

1　業務概要

⑴　業務名　虎ノ門二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務

⑵　業務内容　虎ノ門二丁目地区再開発施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行う。

①　基本設計

②　目標工事費算定設計

③　目標工事費算定に係る積算業務

④　再開発街区内の全体共用部分と都市再生特区で提案しているデッキ等貢献部分に係る設計調整資料作成等業務

⑤　行政協議、周辺街区協議に係る資料作成及び支援等業務

⑥　段階的施工計画資料作成等業務

⑦　民間事業者公募に係る資料作成等業務

⑧　権利者合意形成に係る設計資料作成等業務

⑨　虎ノ門駅への歩行者ネットワークの実現に向けた地下通路整備に係る資料作成業務

⑶　履行期限　平成29年５月15日（予定）

（１次指定）民間事業者公募に係る資料作成等業務の完了　平成28年６月30日（予定）

（２次指定）業務棟、アネックス棟に係る建築設計、設備設計及び土木・造園設計の積算業務を除く全ての業務の完了　平成28年１月15日（予定）

2　申請の時期　平成27年７月１日から平成27年７月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。なお、平成27年７月17日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、平成27年７月１日から独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理チーム（〒163―1313 東京都新宿区西新宿６―５―１　新宿アイランドタワー13Ｆ　電話03―5323―0469）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「虎ノ門二丁目地区再開発施設建築物基本設計等業務設計共同体協定書」(４⑷の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年10月27日官報（政府調達第201号）公示）５の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとする。構成員は、次の①から⑥の条件をすべて満たしていること。また、⑦については設計共同体の代表者が満たすこと。

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者でないこと。